

## 函南町介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（障害分）交付要綱

### 第1 趣旨

町長は、コロナ禍において物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等を運営する法人等に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において、「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等」（以下「事業所等」という。）とは、別表に掲げる事業所等で、函南町内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「利用定員」とは、令和4年10月1日現在において管轄する自治体に届け出ている利用定員数をいう。

### 第3 交付の対象及び交付額等

別表のとおりとする。

なお、函南町介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱（令和4年函南町告示第239号）の交付申請を行った事業所等については、障害分の交付対象には該当しないものとする。

また、国、地方公共団体（一部事務組合を含む）、地方独立行政法人等が管理・運営する事業所等は、交付対象には該当しないものとする。

### 第4 交付の申請

#### (1) 書類の提出

支援金を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。なお、事業所等を運営する法人等は、原則として、函南町内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて、一括して町長に交付申請するものとし、交付の申請は、対象となる事業所等1か所につき1回限りとする。

#### (2) 提出期限

別に定める日まで

### 第5 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

### 第6 交付の決定及び確定等

- (1) 町長は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

#### 第7 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第4に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 町長が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、町長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 町長が交付決定等を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、町長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### 第8 支援金の返還

- (1) 町長は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、支援金の交付決定等を取り消すことができる。
- (2) 町長は、(1)の規定により、支援金の交付決定等を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 第9 支援金の交付

町長は、支援金の交付に当たっては、第6で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

#### 第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第4に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### 第11 検査及び報告

- (1) 町長は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

#### 第12 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

#### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度分の支援金に適用する。

別表（第3関係）

区分	対象事業所等	交付額	交付限度額
訪問及び相談系サービス事業所	<b>【障害者総合支援法】</b> 居宅介護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 計画相談支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 <b>【児童福祉法】</b> 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	左記のいずれかの指定を受けている事業所は、（複数の訪問・相談系のサービスの指定を受けていても）訪問・相談系の事業所として一律 30,000 円の交付額とする	/
通所系サービス事業所	<b>【障害者総合支援法】</b> 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所（A型） 就労継続支援事業所（B型） 生活介護事業所 療養介護事業所 日中一時支援事業所 <b>【児童福祉法】</b> 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員 1 人につき 4,000 円  ※障害者支援施設（施設入所支援）で提供する日中サービスの場合には、当該日中サービスの定員が入所施設の定員を上回る場合に、その上回った定員 1 人につき 4,000 円（「障害者支援施設（施設入所支援）の特例」参照）  ※児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型事業所等については、配置している基準人員が対応可能な最大人数を利用定員とする（児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて 10 人としている事業所は、指定上、児童発達支援 10 人、放課後等デイサービス 10 人となっても配置している基準人員は 2 人であるため、支援金交付事業における利用定員は合わせて 10 人となる）	160,000 円

居住 系サ ービ ス事 業所	共同生活援助事業所 障害者支援施設（施設入 所支援） 宿泊型自立訓練事業所 短期入所事業所（併設型、 単独型）	利用定員 1 人につき 7,000 円  ※短期入所事業所（空床型）は 対象外とする。	700,000 円
----------------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	-----------

※1 対象事業所等については、令和4年10月1日時点で、指定等を受けている  
ものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

※2 以下に掲げる事業所等は、本事業の対象としない。

- ・ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護の指定を受け  
ている訪問介護事業所のうち、介護サービス事業所として介護サービス事業  
所等物価高騰対策支援金（介護分）を申請する事業所
- ・ 障害者総合支援法に基づく共生型の指定を受けている居宅サービス事業所で  
あって、介護サービス事業所として介護サービス事業所等物価高騰対策支援  
金（介護分）を申請する事業所

※障害者支援施設（施設入所支援）の特例

区分	対象事業所等	交付額	交付限度額
日中 サー ビス	自立訓練（機能訓練）事業 所 自立訓練（生活訓練）事業 所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所（A型） 就労継続支援事業所（B型） 生活介護事業所 療養介護事業所	施設入所支援の定員を超え る利用定員 1 人につき 4,000 円	160,000 円
夜間 サー ビス	障害者支援施設（施設入所 支援）	利用定員 1 人につき 7,000 円	700,000 円